

八王子市障害福祉サービス事業者等指導監査要綱

平成27年4月1日施行

平成29年4月1日改正

第1 趣旨

この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「支援法」という。）に規定する障害福祉サービス事業者及び障害者支援施設等、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者社会参加支援施設等、並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する障害児通所支援事業者及び障害児相談支援事業者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）に対して、各法に基づき市が行う指導及び監査について、基本的事項を定める。

第2 指導及び監査の目的

指導及び監査は、支援法、身体障害者福祉法、児童福祉法及び社会福祉法並びに八王子市の条例で定める最低基準及び指定基準等（以下「基準等」という。）に対する適合状況等について、個別に明らかにし、必要に応じて助言、指導又は是正の措置を講ずることにより、障害福祉サービス事業者等のサービス内容の質の確保及び自立支援給付に係る費用等の支給の適正化を図り、市における障害者（児）福祉の増進に寄与することを目的とする。

第3 指導について

1 指導の方針

指導は、障害福祉サービス事業者等に対し、基準等に定めるサービス内容及び自立支援給付に係る費用等の請求等に関する事項について周知徹底するとともに、改善の必要があると認められる事項については、適切な助言及び指導を行うことを主眼として実施する。

2 指導形態等

指導の形態は、通常以下のとおりとする。

（1）集団指導

集団指導は、指導の対象となる障害福祉サービス事業者等に対し、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

（2）実地検査

検査の対象となる障害福祉サービス事業者等の事業所において実地

で行う。

なお、実地検査を効率的かつ効果的に行うため、必要に応じて一定の場所において個別に検査を行うことができる。

3 指導形態の選定基準

重点的かつ効率的な指導を行う観点から、指導形態に応じて、別表1の選定基準に基づいて対象の選定を行う。

4 実地検査等の実施方針及び実施計画

- (1) 実地検査等を効率的かつ効果的に実施するため、検査の重点事項、検査目標及び検査項目等を掲げる障害福祉サービス事業者等実地検査等実施方針（以下「実施方針」という。）並びに指導検査基準等を、毎年度、別に定めるものとする。
- (2) 実施方針に基づき、当該年度の実地検査等の実施時期等を定めた実施計画を別に作成するものとする。

5 調査書等の提出

検査の実施に当たっては、障害福祉サービス事業者等から検査に必要なとなる調査書等の提出を求めることができる。

6 指導の実施方法等

(1) 集団指導

ア 指導通知

指導対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の実施日、場所、出席者、指導内容等を、当該障害福祉サービス事業者等に通知する。

イ 指導方法

集団指導は、自立支援給付に係る費用等の支給関係事務、自立支援給付に係る費用等の請求内容、制度改正内容、過去の実地検査における指導事例について、講習等の方式で行う。

(2) 実地検査

ア 検査通知

検査対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ実地検査の根拠規定、実施日、場所、検査担当者、出席者、準備すべき書類等を文書により当該障害福祉サービス事業者等に通知する。

ただし、必要と認める場合には、検査の開始時に文書を交付することによって行うものとする。

イ 検査方法

実地検査は、別に定める指導検査基準等に基づき、関係書類等を閲覧し、関係者からの面談方式で行う。

ウ 検査結果の通知

検査の結果、改善を要すると認められた事項については、後日、文書により検査結果を通知する。

エ 改善報告書の提出

当該障害福祉サービス事業者等に対して、文書により改善を指摘した場合は、改善報告書を、検査結果通知後30日以内に提出するよう求める。

オ 検査体制

検査体制は、2名以上の検査班を編成して実施する。

7 実地検査後の措置等

- (1) 検査の結果、指摘した事項について改善が不十分な指定障害福祉サービス事業者等については、必要に応じて、再度、実地検査等を行う。
- (2) 検査の結果、第4の2に定める監査の選定基準に該当すると判断した場合は、速やかに監査を行う。
- (3) 検査の結果、障害福祉サービス事業者等のサービスの内容又は自立支援給付に係る費用等の請求等に関し、不当な事実を確認したときは、当該障害福祉サービス事業者等に対し、自立支援給付に係る費用等の自主返還等を行うよう指導する。

8 実地検査の拒否への対応

正当な理由がなく実地検査を拒否した場合は、監査を行う。

第4 監査について

1 監査の方針

監査は、障害福祉サービス事業者等のサービス内容が不当である場合、自立支援給付費に係る費用等の請求等の経理面に不正が疑われる場合、事業運営に重大な支障が生じていることを疑うに足りる場合等において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切に措置することを主眼とする。

2 監査の選定基準

監査は、障害福祉サービス事業者等が、別表2のいずれかに該当する場合に行う。

3 監査の実施方法等

(1) 事前調査

原則として、監査を実施する前に自立支援給付に係る費用等の請求等による書面調査を行うとともに、必要と認められる場合には、障害福祉サービス事業者等のサービスを受けた障害者及び障害児の保護者に対する聴き取り調査を行う。

(2) 監査の実施

別表2に掲げる事項の確認について必要があると認めるときは、監査実施通知を交付した上で、障害福祉サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求めて関係者に対して質問し、若しくは当該障害福祉サービス事業所等に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行うものとする。

(3) 監査調書の作成

監査後、監査調書を作成する。

(4) 監査体制等

監査の実施に当たっては、原則として、実地検査の検査班を中心に職員2名以上の監査班を編成する。

また、問題の性質等に応じて、課長級の職にあるものを長とした職員3名以上の特別班を編成して実施することができるものとする。

4 監査後の措置

(1) 勧告

監査の結果、障害福祉サービス事業者等（身体障害者福祉法に規定する身体障害者社会参加支援施設等を除く。）が、従業者の知識若しくは技能又は人員について基準に適合していない場合、事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な事業の運営をしていない場合、及び事業の廃止又は休止をした際の利用者に対する便宜の提供を適正に行っていない場合には、当該障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて、基準を遵守すべきことを勧告することができる。

これに従わなかった場合は、その旨を公表することができる。

(2) 行政処分所管部署への通知

勧告を受けた障害福祉サービス事業者等が、正当な理由なくその勧

告に係る措置に従わなかったときや、監査の結果、取消等処分に該当すると認められる場合は、命令及び取消等処分の要件に該当する旨を、行政処分の所管部署である福祉部障害者福祉課へ通知する。

(3) 経済上の措置

ア 監査の結果、サービス内容又は自立支援給付に係る費用等の請求に関し不正又は不当の事実が認められ、これに係る返還金が生じた場合は、支援法第8条第2項及び児童福祉法第57条の2第2項に基づく不正利得の徴収(返還金)として、当該障害福祉サービス事業者等に対し返還を求める。

イ 命令又は取消等処分を行った場合には、原則として、支援法第8条第2項及び児童福祉法第57条の2第2項の規定により、当該障害福祉サービス事業者等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額の支払いを求める。

ウ 監査の結果、サービス内容又は自立支援給付に係る費用等の請求に関し不正又は不当の事実が認められた場合における当該事項に係る返還期間は、5年間とする。

第5 国への報告

必要に応じ、指導の実施状況について、国へ報告を行う。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表 1（第 3 の 3 関係）

指導の選定基準（指導形態別）

指導の形態	選 定 基 準
<p>集団指導</p>	<p>(1) 事業開始後、概ね 1 年以内の障害福祉サービス事業者等 (2) その他、集団指導を行うことが適当と認められる障害福祉サービス事業者等</p>
<p>実地検査</p>	<p>(1) 過去の実地検査において、指摘事項の改善が図られていない障害福祉サービス事業者等 (2) 過去の指摘事項の改善状況の確認が必要な障害福祉サービス事業者等 (3) 事業開始後、実地検査を実施していない障害福祉サービス事業者等 (4) 前年度、集団指導を実施した障害福祉サービス事業者等 (5) その他、実地検査を行うことが適当と認められる障害福祉サービス事業者等</p>

別表 2（第 4 の 2 関係）

監査の選定基準

<ol style="list-style-type: none"> 1 サービス内容に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。 2 自立支援給付に係る費用等の請求に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。 3 基準等において、重大な違反があると疑うに足りる理由があるとき。 4 度重なる実地検査によってもサービス内容又は自立支援給付に係る費用等の請求に改善がみられないとき。 5 正当な理由がなく、実地検査を拒否したとき。

平成31年度(2019年度)八王子市障害福祉サービス事業者等実地検査等実施方針

1 基本方針

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「支援法」という。)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき指定を受けた障害福祉サービス事業者及び身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)の規定に基づく身体障害者社会参加支援施設等に対し、制度の円滑かつ適正な運営と法令等に基づく適正な事業運営を確保する観点に立ち、事業運営の適正化と透明性の確保及び人権の擁護、虐待の防止等のための体制整備や利用者の視点に立ったサービス等、利用者保護とサービスの質の確保に主眼を置いて実地検査を実施する。

平成31年度(2019年度)、第7次地方分権一括法等に基づき、中核市へ指定等の権限が移譲された指定障害児通所支援事業所の実地検査及び指定障害福祉サービス事業所等の業務管理体制の整備に関する実地検査により、事業運営の状況等を把握した上で、適切な指導を行う。

平成30年度の支援法等の改正により創設されたサービス事業(就労定着支援事業・自立生活援助事業)は、2年目に入り、事業所が増加している中、今年度は、これらの事業について重点的に検査を実施する。

監査については、法令・基準条例等の違反、自立支援給付に係る費用等の不正請求又は不適切な福祉サービスの提供が明らかな場合には、障害者(児)福祉制度への信頼維持及び利用者保護の観点から、公正かつ適切な措置を講じることに主眼を置いて実施する。

2 実地検査の重点項目

(1) 事業運営の適正化と透明性の確保

- ア 職員配置基準に定める職員の資格及び員数を満たしているか。
- イ 有資格者(研修修了者)により提供すべきサービスが、資格を有しない者により提供されていないか。
- ウ 自立支援給付費等算定に関する告示を理解した上、加算・減算等の基準に沿って自立支援給付費等が請求されているか。
- エ 事業種別ごとに会計を区分しているか。また、工賃に関する基準等の整備が行われ、利用者に工賃等が適正に分配されているか。
- オ 管理者が従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行い、従業者に指定基準を遵守させるとともに、業務管理体制を実効ある形で整備し、機能させているか。

(2) 利用者保護とサービスの質の確保

- ア 個別支援計画等が利用者の個々の状況に則して作成・記録されるとともに、見直しが図られ、適切な支援が行われているか。
- イ 利用者に対し、虐待行為や身体拘束、障害を理由とする不当な差別的取扱いなどを行っていないか。
また、利用者の人権の擁護、虐待防止のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。
- ウ 火災、水害・土砂災害、地震等非常災害時の対応について、具体的な非常災害対策計画を策定するとともに、関係機関への通報・連携体制の確保、実効性のある避難・救出訓練の実施等の対策を講じているか。
- エ 外部からの不審者の侵入に対する防犯に係る安全確保を図るため、設備の整備・点検、職員研修等の必要な取組みに努めるとともに、関係機関や地域住民等多様な関係者との協力・連携体制を構築しているか。
- オ 苦情、事故、感染症及び食中毒が発生した場合、適切な対応が講じられているか。
- カ サービス提供を開始するに当たり、運営規程、重要事項説明書等により内容及び手続きを具体的に説明しているか。また、個人情報の利用等の同意が適切に行われているか。

3 監査の重点項目

- (1) サービス内容に不正又は著しい不当がないか。
- (2) 自立支援給付に係る費用等の請求に不正又は著しい不当がないか。
- (3) 不正な手段により指定を受けていないか。
- (4) 人員基準違反等の重大な基準違反はないか。
- (5) 帳簿書類の提出や質問に対して虚偽の報告や答弁がされていないか。
- (6) 業務管理体制が実効ある形で整備され機能しているか。
- (7) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）に定める虐待に該当する疑いのある、必要以上の身体的拘束や人権侵害が行われていないか。
- (8) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）及び障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例（平成23年八王子市条例第24号）に定める障害を理由とする不当な差別的取扱いをしていないか。

4 実施計画

(1) 対象事業所等

- ア 支援法に基づく障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等
- イ 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所
- ウ 身体障害者福祉法に基づく身体障害者社会参加支援施設

(2) 実施形態

ア 実地検査・監査

(ア) 実施方法

原則として、事業又は施設種別ごとに日程等を策定し、事業所等に赴き、実地において実施する。

また、必要に応じ、事業所等の関係者等を呼び出し、執務室等において実施する。

なお、実地検査を効率的かつ効果的なものとするため、必要に応じて、一定の場所において実施することができる。

(イ) 実施単位

事業又は施設を単位として実施する。

(ウ) 班編成

今年度は、1検査班当たり、2名以上の体制とする。

(エ) 実施通知

八王子市障害福祉サービス事業者等指導監査実施要綱第3及び第4の規定に基づき通知又は交付する。ただし、必要と認める場合等には、当日に交付する。

(オ) 日程及び対象

実地検査の具体的な日程及び対象は、年度当初に決定する。

監査については、必要により決定する。

(カ) その他

必要に応じ、東京都との合同検査を実施する。

イ 集団指導

必要な指導の内容に応じて、一定の場所に事業者などを集め、講習等の方法により実施する。

(3) 全体計画の作成時期

当該実地検査を実施する年度当初に策定する。

(4) 選定方針

ア 選定時点

原則として、平成31年(2019年)4月1日時点で現存する事業所等とする。ただし、年度途中に指定を受けた事業所等については、

必要があると認められた場合、実地検査の対象とする。

イ 選定方法

(ア) 実地検査

- ・ 事業開始後、実地検査を実施していない事業所等
- ・ 数年の期間にわたって、実地検査を実施していない事業所等
- ・ 前年度、集団指導を実施した事業所等
(2年続けて集団指導に欠席した事業所等を優先する。)
- ・ 当該事業所等を運営する社会福祉法人が指導検査の時期に当たる事業所等
- ・ 過去の実地検査において、指摘事項の改善が図られていない事業所等
- ・ 過去の指摘事項の改善状況の確認が必要な場合など、継続的に指導することが必要と認められる事業所等
- ・ 苦情・告発等が多く寄せられている事業所等
- ・ 福祉サービス第三者評価を適切に受審していない事業所等、又は当該評価結果において、問題がある事業所等
- ・ その他、実地検査の実施が必要と判断される事業所等

(イ) 集団指導

- ・ サービスの開始から、概ね1年以内の障害福祉サービス事業所等
- ・ その他、集団指導を行うことが適当と認められる障害福祉サービス事業所等

5 関係機関等との連携

(1) 国及び東京都

国及び東京都とともに、障害福祉サービス事業等の適正化について、事業所等の指導の立場から連携を図る。

また、効率的かつ効果的な事業者指導の観点から、実地検査及び監査の際に、必要に応じて、東京都と合同で実施する。

(2) 運営指導所管等

障害福祉サービス事業者等の指定及び運営指導所管である福祉部障害者福祉課と連携し、指定の取消等の要件に該当する蓋然性が高い場合に、監査を実施する。

八王子市障害福祉サービス事業者等に係る業務管理体制の確認検査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「支援法」という。）第51条の3及び第51条の32並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児福法」という。）第21条の5の27及び第24条の39の規定に基づき、指定事業者等、指定相談支援事業者、指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者であって、当該指定に係る全ての事業所又は施設が八王子市に所在する事業者等（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）に対して行う業務管理体制の整備に関する検査等について基本的事項等を定めることにより、その的確かつ効果的な検査の実施及び均一的な検査水準の確保を図ることを目的とする。

(検査の対象)

第2条 この要綱で定める検査は、支援法第51条の2第2項及び第51条の31第2項並びに児福法第21条の5の26第2項及び第24条の38第2項の規定に基づき、市長に業務管理体制の整備に関する事項を届けた障害福祉サービス事業者等を対象とする。

(検査の種類)

第3条 検査の種類は、次のとおりとする。

(1) 一般検査

届出のあった業務管理体制の整備及び運用状況を確認するために、定期的に行う検査とする。

(2) 特別検査

障害福祉サービス事業者等の指定取消相当等の事案が発覚した場合に、随時行う検査とする。

(検査の方法等)

第4条 一般検査及び特別検査の実施方法については、次のとおりとする。

(1) 一般検査

支援法第51条の3第1項及び第51条の32第1項並びに児福法第21条の5の27第1項及び第24条の39第1項の規定に基づき、業務管理体制の整備に関して、書面による報告若しくは書類等の提示を求め、又は対象となる障害福祉サービス事業者等の事業所等一定の場所におい

て面談により報告を求め、若しくは質問することにより実施する。なお、報告の内容に不備が認められ、その改善が見込まれない場合は、当該障害福祉サービス事業者等の本部等に立ち入り、業務管理体制の整備及び運用状況を確認する。

(2) 特別検査

指定取消相当等の事案が発覚した場合に、当該障害福祉サービス事業者等の本部等に立ち入り、業務管理体制の整備状況及び組織的関与の有無を確認する。

(3) 検査実施の通知

検査の実施に当たっては、対象となる障害福祉サービス事業者等に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。なお、実効性ある実態把握の観点から、必要と認める場合には、立ち入り時に速やかに告知することにより、事前通知を行わないことができる。

- ア 根拠規定及び目的
- イ 対象となる事業所
- ウ 日時及び場所
- エ 検査担当者の所属、職及び氏名
- オ 検査対象障害福祉サービス事業者等の出席者
- カ 準備すべき書類
- キ その他必要な事項

(4) 検査結果の通知

- ア 検査の結果、勧告等には至らないものの、改善を要すると認められた事項については、後日、文書によりその旨の通知を行うものとする。
- イ 当該障害福祉サービス事業者等に対し、文書で通知した事項については、文書により報告を求めるものとする。

(検査後の行政上の措置)

第5条 検査の結果、支援法第51条の2第1項及び第51条の3第1項並びに児福法第21条の5の2第6第1項及び第24条の3第8第1項に規定する厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備していないため、行政上の措置が必要と認められた場合には、支援法第51条の4及び第51条の3並びに児福法第21条の5の2第8及び第24条の3第5の規定により勧告、命令等の措置を行うものとする。

(1) 勧告

- ア 支援法第51条の2第1項及び第51条の3第1項並びに児福法第21条の5の2第6第1項及び第24条の3第8第1項に規定する厚生労働省令

で定める基準に従って適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて、その是正を勧告することができる。

- イ 勧告を受けた障害福祉サービス事業者等は、市長が定める期限内に、勧告に係る是正措置等について、報告を行うものとする。
- ウ 勧告を受けた障害福祉サービス事業者等が、市長が定める期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(2) 命令

- ア 勧告を受けた障害福祉サービス事業者等が、正当な理由がなく前号の定めによる勧告に係る措置をとらなかったときは、期限を定めて、その措置をとるべきことを命ずることができる。
- イ 命令を受けた障害福祉サービス事業者等は、市長が定める期限内に、命令に係る是正措置等について、報告を行うものとする。

(関係機関との連携)

第6条 必要に応じ、関係行政機関と協力し、効率的かつ効果的な検査の実施に努めるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。